

杉並区子どもの居場所づくり基本方針（素案）の修正一覧

《（素案）→（案）への反映》

（下線部分を修正。意見による修正は網掛けで記載）

| No. | 頁 | 項目 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|-----|----|--|--|---|--------------------------------------|
| 1 | 11 | (4) 子どもの意見の聴取の結果 <u>結果から見えてきたこと</u> | ○今後は、子ども専用の施設だけではなく、既存の地域資源である一般区民施設を、可能な範囲において、 <u>子ども視点から見直し</u> 、子どもの居場所として充実を図っていくことが必要です。 | ○今後は、子ども専用の施設だけではなく、既存の地域資源である一般区民施設を、可能な範囲において、 <u>子どもの視点から見直し</u> 、子どもの居場所として充実を図っていくことが必要です。 | 適切な記述に修正 |
| 2 | 15 | (5) 子どもの居場所実施者や地域住民の意見の聴取 | ○基本方針の策定に当たっては、子どもの居場所実施者アンケートや、児童館再編の取組を行った地域において、子どもの居場所づくりに関する地域意見交換会も <u>実施し、聴取した意見は、基本方針を検討する上での参考としました。</u> | ○基本方針の策定に当たっては、子どもの居場所実施者アンケートや、児童館再編の取組を行った地域において、子どもの居場所づくりに関する地域意見交換会も <u>実施しました。</u> ○この取組では、児童館が担ってきた役割を評価するご意見や、 <u>地域に多様な居場所をつくっていくべきといったご意見などを頂いたほか、地域の大人が子どもの居場所に求める要素として、子どもを見守る大人がいること、大人をはじめ多世代との交流が図れること、子どもが様々な体験をすることができることなどを求めるご意見がありました。こうしたご意見は、第3章の「子どもの居場所づくりの理念」や「今後の取組の方向性」に反映しました。</u> | より具体的に、分かりやすくするために修正 |
| 3 | 18 | 2. 子どもの居場所づくりの理念 | (3) 子どもの成長支援と権利保障の取組を推進します ○様々な遊びや体験活動等の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援するとともに、子どもが抱えている課題等を早期発見し、適切な支援につないでいきます。 ○また、子どもの居場所になり得ている施設や事業においては、居場所に関わる職員や大人が子どもの権利を理解し、子どもの権利が守られる環境を整えていきます。 | (3) 子どもの成長支援と権利保障の取組を推進します ○様々な遊びや体験活動等の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援するとともに、子どもが抱えている課題等を早期発見し、適切な支援につないでいきます。 ○また、 <u>子どもの成長にとっては、子ども同士の交流に加え、大人との関わりをもつことも重要です。こうしたことから、子どもが、様々な大人との関わりを持つことができる環境を出来る限り整えるとともに、</u> 子どもの居場所になり得ている施設や事業においては、居場所に関わる職員や大人が子どもの権利を理解し、子どもの権利が守られる環境を整えていきます。 | (素案)に対する意見を踏まえた修正 【別紙2】意見一覧No.19】 |

| No. | 頁 | 項目 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------------|--|---|---|------|---------------|---------------|-------------------------|---------|---------|-----|---------|----------------|-----------------------------|
| 4 | 22 | <p><u>児童館</u></p> <p><u>現状</u></p> <p>(子どもを取り巻く状況)</p> | <p>(児童館を取り巻く状況)</p> <p>○区では、児童館内で実施している学童クラブについて、学校内又は学校近接地に整備する取組を進めてきました。行き帰りの安全面を考慮し、引き続き、こうした取組を進めていきますが、小学校の児童数は現在まで増加傾向にあることから、待機児童が多く発生している地域では、現状の学校内に学童クラブを整備するスペースを見出すことは、当面、困難な状況となっています。</p> <p>○杉並区における不登校者数は、この10年間で大きく増加しており(P26図1)、学校になじめない子どもも同様に増加していることが見込まれる中、こうした状態にある子どもの居場所として、学校だけでなく、多様な居場所を確保していくことが求められています。</p> <p>○要保護児童数がこの10年間で大きく増加している(P26図2)中、児童館・学童クラブが子ども家庭支援センターにつないだ件数も大きく増加しており(P27図3)、遊びなどの活動を通じて子どもの課題を早期に発見し、関係機関につなぐ役割の重要性が増しています。</p> | <p>(子どもを取り巻く状況)</p> <p>○平成25年度(2013年度)の「杉並区立施設再編整備計画」策定の際に参考とした国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村別将来人口推計」(平成25年(2013年)3月)では、杉並区の年少人口(0歳~14歳の人口)は、平成27年(2015年)をピークに減少し、令和7年(2025年)には4万2千人を切るが見込まれていましたが、実際の年少人口のピークは令和3年(2021年)にずれ込んだほか、下表のとおり、当時の予測と実績値には大きな差が見られます。</p> <p><杉並区の年少人口の予測と実績(R7(2025年)の実績値を除き各年10月1日の数値)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2 (2020年)</th> <th>R7 (2025年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社人研の人口推計(H25年(2013年)3月)</td> <td>44,918人</td> <td>41,561人</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>60,824人</td> <td>59,373人 (※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) R7の欄の実績値は令和6年(2024年)10月1日現在の数値</p> <p>○また、区立小学校の児童の総数は、年少人口の傾向と同じく、平成26年度(2014年度)の18,637人から令和6年度(2024年度)には22,468人に増加しており、これに連動する形で、学童クラブ需要が伸び続けています。</p> <p>○令和5年度(2023年度)に行った区独自の人口推計では、6歳~11歳を含む年少人口は、今後、緩やかに減少することを見込んでいますが、学童クラブの需要増は、児童数のみならず、共働き世帯の増加にも起因していることから、学童クラブ需要が短い期間で大幅に減少することは考えにくい状況となっています。(P35図4、図5)</p> <p>○こうした学童クラブ需要に対して、</p> | | R2 (2020年) | R7 (2025年) | 社人研の人口推計(H25年(2013年)3月) | 44,918人 | 41,561人 | 実績値 | 60,824人 | 59,373人 (※) | <p>より具体的に、分かりやすくするために修正</p> |
| | R2 (2020年) | R7 (2025年) | | | | | | | | | | | | |
| 社人研の人口推計(H25年(2013年)3月) | 44,918人 | 41,561人 | | | | | | | | | | | | |
| 実績値 | 60,824人 | 59,373人 (※) | | | | | | | | | | | | |

| No. | 頁 | 項目 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|-----|---|----|-----|--|------|
| | | | | <p>「<u>杉並区立施設再編整備計画</u>」策定当時は、<u>小学校内の余裕教室等を活用して学童クラブを整備していくことを見込んでいましたが、区立小学校の学級総数は、平成26年度(2014年度)の672学級(全42小学校)から、令和6年度(2024年度)には777学級(全40小学校)と、この間大きく増加しており、小学校内のスペースは、余裕がない状況が続いています。</u></p> <p>○<u>学童クラブは、行き帰りの安全面を考慮し、引き続き、学校内又は学校近接地への整備を進めていきますが、上記のように、今後の学童クラブ需要について短期での減少が見込めないことに加え、学級増に伴い小学校内に余裕がない状況などを踏まえると、待機児童が多く発生している地域では、現状の学校内に学童クラブを整備するスペースを見出すことは、当面、困難な状況となっています。</u></p> <p>○<u>杉並区における不登校者数は、この10年間で大きく増加しており(P28図1)、学校になじめない子どもも同様に増加していることが見込まれる中、こうした状態にある子どもの居場所として、学校だけでなく、多様な居場所を確保していくことが求められています。</u></p> <p>○<u>要保護児童数がこの10年間で大きく増加している(P28図2)中、児童館・学童クラブが子ども家庭支援センターにつないだ件数も大きく増加しており(P29図3)、遊びなどの活動を通じて子どもの課題を早期に発見し、関係機関につなぐ役割の重要性が増しています。</u></p> | |

| No. | 頁 | 項目 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|-----|----|---|--|---|---|
| 5 | 25 | <u>児童館</u> <u>今後の具体的な取組の方向性</u> (基本的な考え方) | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 要保護児童等の数が大きく増加する中、子どもに寄り添い、遊びなどの活動を通じて子どもが抱える課題を早期に発見し、その課題解決のために関係機関につなぐなど、子どもの居場所における福祉的課題への対応力をより一層強化していく必要がある。 ▶ <u>小学校の児童数の増加傾向により、改築の機会を除き、当面、小学校内への学童クラブの整備は困難な状況となっている。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 要保護児童等の数が大きく増加する中、子どもに寄り添い、遊びなどの活動を通じて子どもが抱える課題を早期に発見し、その課題解決のために関係機関につなぐなど、子どもの居場所における福祉的課題への対応力をより一層強化していく必要がある。 ▶ <u>今後、年少人口の緩やかな減少が見込まれる中にあっても、子どもを取り巻く状況等を踏まえると、児童館には、地域における多様な子どもの居場所づくりの拠点としての機能・役割を果たすことが期待される。</u> ▶ <u>学童クラブ需要の動向や、学級増に伴い小学校内に余裕がない状況などを踏まえると、改築の機会を除き、当面、小学校内への学童クラブの整備は困難な状況となっている。</u> | より具体的に、分かりやすくするために修正 |
| 6 | 27 | <u>児童館</u> <u>今後の具体的な取組の方向性</u> | | <u>(一部の児童館における乳幼児親子の居場所機能の充実)</u> <u>○大人が歩いていける距離(毎分80mで徒歩15分程度で移動できる距離(およそ1200m))に子ども・子育てプラザがない区西部の児童館のうち2館について、令和9年度(2027年度)を目途に、現在閉館日としている日曜日を開館することとし、乳幼児親子の居場所機能と相談支援機能の充実を図ります。また、当該館において、乳幼児室の環境の充実を図ります。</u> | (素案)に対する意見を踏まえた修正 【別紙2】意見一覧No.74・76】 |
| 7 | 34 | ⑤ <u>小学生の朝の居場所</u> | 【学校始業前の朝の居場所についての検討】 <u>○朝の居場所のニーズに、今後どう応えていくことができるのかについては、すでにいくつかの小学校で行われている学校支援本部等の自主的な取組を参考に、区長部局と教育委員会事務局が連携しながら対応を検討していきます。</u> | 【学校始業前の朝の居場所についての検討・実施】 <u>○朝の居場所に対するニーズを把握し効果的な実施手法を検討するため、令和7年度に、一部の小学校において、学校始業前に校庭開放を行う試行的な取組を実施します。試行的な取組の結果を踏まえ、令和8年度以降の実施校の拡大について検討していきます。</u> | (素案)に対する意見を踏まえた修正 【別紙2】意見一覧No.58・59】 |

| No. | 頁 | 項目 | 修正前 | 修正後 | 修正理由 |
|-----|----|---|---|---|--|
| 8 | 35 | 図 | | (図5) 区内年少人口の今後の推計(各年1月1日)を追加 | より具体的に、分かりやすくするために修正 |
| 9 | 45 | ② <u>ゆうキッズ事業(児童館)</u> | | <p><u>【一部の児童館における乳幼児親子の居場所機能の充実】再掲(P27)</u></p> <p>○大人が歩いていける距離(毎分80mで徒歩15分程度で移動できる距離(およそ1200m))に子ども・子育てプラザがない区南西部の児童館のうち2館について、令和9年度(2027年度)を目途に、現在閉館日としている日曜日を開館することとし、乳幼児親子の居場所機能と相談支援機能の充実を図ります。また、当該館において、乳幼児室の環境の充実を図ります。</p> | (素案)に対する意見を踏まえた修正 【別紙2】意見一覧No.74・76】 |
| 10 | 51 | ④ <u>スポーツ施設</u> 【 <u>体育館の子ども向け「一般使用」枠の拡充</u> 】 | ○体育館を予約なしで低廉(小・中学生1回100円、未就学児無料)に利用できる「一般使用」のうち、子どもが自由に遊ぶことができる枠を、令和7年度(2025年度)から順次、拡充していきます。 | ○体育館を予約なしで低廉(小・中学生1回100円、未就学児無料)に利用できる「一般使用」のうち、子どもが自由に遊ぶことができる枠を、令和7年度(2025年度)から順次、拡充していきます。また、 <u>利用料の無料化について、令和6年度(2024年度)の施設使用料全体の見直しの検討の中で、検討していきます。</u> | (素案)に対する意見を踏まえた修正 【別紙1】子どもの意見】 【別紙2】意見一覧No.94】 |
| 11 | 55 | ④ <u>外国籍や外国につながる子どもを対象とした居場所</u> | <p><u>【多文化キッズサロンの整備に向けた取組】</u></p> <p>○日本語を母語としない子どもが安心して立ち寄ることができ、日本語を学び、気軽に相談や人とつながることができる地域の居場所として<u>多文化キッズサロンの設置検討</u>に取り組み、早期開設を目指します。</p> | <p><u>【多文化共生拠点の整備に向けた取組】</u></p> <p>○日本語を母語としない子どもが安心して立ち寄ることができ、日本語を学び、気軽に相談や人とつながることができる地域の居場所として<u>多文化共生拠点の設置検討</u>に取り組み、早期開設を目指します。</p> | 外国籍の子どもだけでなく、大人も含めた様々な地域住民が集える場所を目指すものであるため、適切な事業名称に修正 |
| 12 | 59 | 【 <u>子どもの権利の普及啓発</u> 】 | ○行政が整備する居場所等だけではなく、子どもの居場所となり得ている民間活動の場においても、子どもの権利が保障されるよう、子どもの居場所にかかわる <u>大人が子どもの権利について理解を深めるためのパンフレット等を作成し、子どもの権利の普及啓発を進めます。</u> | ○行政が整備する居場所等だけではなく、子どもの居場所となり得ている民間活動の場においても、子どもの権利が保障されるよう、子どもの居場所にかかわる <u>大人に対して、子どもの権利について理解を深めるためのパンフレット等を作成・配布するほか、子どもの権利に関する出張講座等の実施を検討するなど、子どもの権利の普及啓発を進めます。</u> | (素案)に対する意見を踏まえた修正 【別紙2】意見一覧No.105】 |

